



Yamauchi Patent News

VOL. 64

ニュースの目次

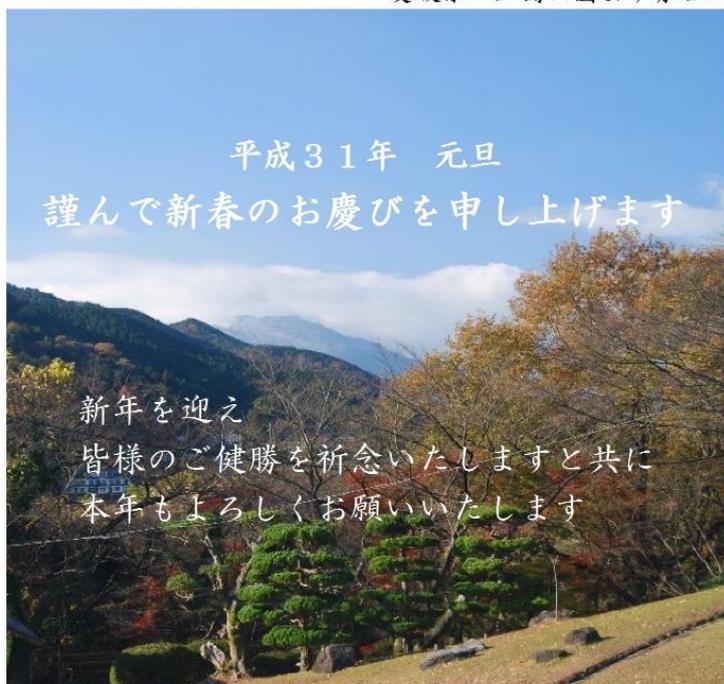
1. あけましておめでとうございます
2. 今年の抱負
3. 進歩性判断の再考（その5）
4. TPP11 協定に伴う知的財産関連法案の改正



1. あけましておめでとうございます



愛媛県 三島公園より赤石山



今年は「平成」が終り、新しい御代が始まります。

写真は、所長山内の出身地である四国中央市の三島公園から望んだ赤石山の遠景です。山頂にはわずかですが積雪が見られますが、当日は青空と緑深い近景が映える明るく温かい日でした。新しい御代が明るく温かい年月であれば、と思っています。

(所長山内康伸)

☆今年の抱負（山内 章子）

昨年平成30年は、特許法等の改正があった他、12月30日には、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）が発効し、知的財産関連の法律（特許法・著作権法・商標法・地理的表示法）にも大きな影響がありました。



目まぐるしく改正される知的財産法の世界ですが、今年もクライアントに皆様のために、有益な情報を提供していきたいと思えます。

本年もよろしくお願ひします。

>>

3. 進歩性判断の再考（その5） （山内 康伸）

>>

前回（その4）では、副引例の適格性を検討しました。今回（その5）は、主引例と副引例の組合せを検討しようと思っていたのですが、前回までに紹介してました進歩性の判断ステップのブロック図を多少変更したほうが理解しやすいことに気付きました。

これまでのブロック図では、副引例の選択までのステップの後に直ちに容易想到性の判断ステップに移っていたのですが、新バージョンでは次ページの図のように、ステップ3（副引例の選択）とステップ5（容易想到性の検討）との間にステップ4として「本発明の再構築」ステップを入れたことが違っています。

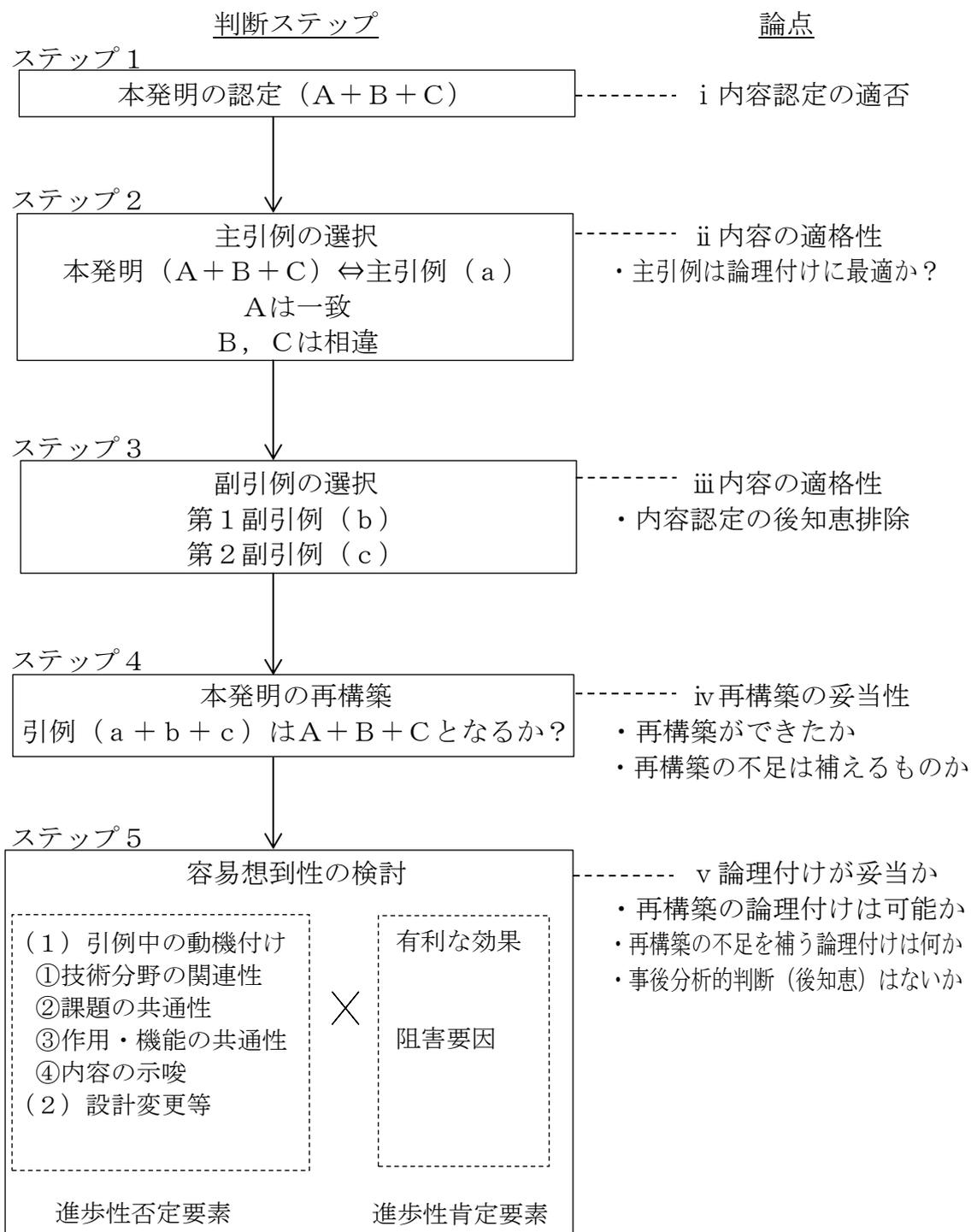
もっとも、これは進歩性判断の理論を整理しやすいという意味であって、進歩性有無の主張の際に必ずステップ4を入れるという提案ではありません。実務で第4ステップを入れるかどうかは、事案の複雑さ等を勘案して取捨選択すればよいと思えます。

ところで、これまでの進歩性判断の裁判例には「当業者」を切り口とする視点は余りなかったように思えます。そこで、今後の検討では、できるだけ「当業者」をキーワードとして検討を加えてみたいと思えます。

なお、特許庁審査基準では、当業者を以下のように説明しています。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識を有していること。
- (ii) 研究開発（文献解析、実験、分析、製造等を含む。）ための通常の技術的手段を用いることができること。
- (iii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。
- (iv) 請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連した技術分野の技術を自らの知識とすることができること。

進歩性判断の手法



上記図のうち、右側にはとくに問題となる論点を示しています。

以下、上記各ステップを概略的に説明します。

ステップ1では本発明の内容認定の適否が問われ、ここではリパーゼ判決の趣旨と向き合うこととなります。

(4) 地理的表示法における改正項目（施行日は政令で定める日）

① 地理的表示（GI）の外国との相互保護の仕組みを導入

日本と同等水準と認められる GI 制度を有する外国と GI リストを交換し、当該外国の GI 産品について、所要の手続きを行った上で、農林水産大臣が指定します。

今回は、上記著作権改正項目について、もう少し詳しく解説したいと思います。

以上